放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

参考資料３

１　放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の概要

○市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。
○従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）

従うべき基準

・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
（第10条第2項）

・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの
（第10条第3項）
①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（２年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等
⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（２年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（５年以上）

・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）
（第10条第5項）

参酌すべき基準（主なもの）

・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
（第9条第２項）

・一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね40人以下（第10条第4項）

・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上（第18条第1項）

・開所日数は原則1年につき250日以上（第18条第2項）

（参考）「従うべき基準」の設定経緯

平成22年９月～平成24年１月　内閣府　子ども・子育て新システム検討会議・基本制度ワーキングチーム
・地方からは高知県知事、大阪府池田市長（第16回以降は東京都三鷹市長）、新潟県聖籠町長が参加
・子ども・子育て支援事業の一つとして放課後児童クラブを位置付け。質を確保するため国は法令上の基準を新たに設定し、国の基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。
・地方からは「従うべき基準」は最小限とするよう意見。
・「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」では明確に結論は出されず、「職員の資格、員数については、（中略）「従うべき基準」とすることを含め、法制的に整理する。」こととされた。

平成24年３月　「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」閣議決定
・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については「従うべき基準」とされた。

平成26年４月　「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）公布

２　平成２９年内閣府提案募集　全国知事会、全国市長会、全国町村会共同提案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと

【提案の背景】

・「従うべき基準」が特に多い福祉分野について、地方自治確立対策協議会（地方六団体）で支障事例調査を実施し、放課後児童クラブに関して217団体が「支障がある」と回答
・68%の都道府県、45%の市区町村が放課後子ども総合プランの定める平成31年度末までに待機児童解消がなされないと懸念
・平成31年度末までに1万5千人以上の放課後児童支援員を新たに確保することが必要
・396市区町村（23.7%）が、平成３１年度末までの支援員資格研修受講の経過措置期間内に全ての支援員が受講することは困難と判断
・小規模の支援単位（１９人以下）のクラブのみの市区町村では、６割以上が支援員１人での運営が可能と認識

【提案実現に向けた活動の経過】

平成２９年　９月　１日　内閣府　第６０回提案募集検討専門部会
・提案に対する全国知事会等からの意見聴取
・全国知事会は、「従うべき基準」に関する地方提案（22件）の実現を図るよう求めた

１０月１６日　内閣府　第６４回提案募集検討専門部会
・提案に対する厚生労働省からのヒアリング

１０月２６日　平成２９年度第２回　国と地方の協議の場
・臨時委員として厚生労働大臣が出席し、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」について議論

１１月　８日　厚生労働省　第１回放課後児童対策に関する専門委員会
・厚生労働省から地方執行三団体に委員推薦依頼があったが見送り

１２月２６日　閣議決定　「平成２９年の地方からの提案等に関する対応方針」
・「参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。」

平成３０年　１月２９日　厚生労働省　第４回放課後児童対策に関する専門委員会
・厚生労働省から再度の依頼を受け、静岡県、三鷹市、聖籠町が参加
・放課後児童クラブの待機児童対策の促進、量的拡充、支援員確保の必要性等を意見

２月１９日　内閣府　第７０回提案募集検討専門部会
・提案に対する厚生労働省からの意見聴取

２月２７日　厚生労働省　第６回放課後児童対策に関する専門委員会
・鳥取県、香川県高松市、東京都北区から実態等についてヒアリング

５月１１日　内閣府　第７１回提案募集検討専門部会
・高知県知事、北海道江別市長、山形県蔵王町長からのヒアリング
・内閣府と厚生労働省は夏を目途に一定の考え方が整理できるよう検討

６月　１日　厚生労働大臣　閣議後記者会見
・新たな放課後児童対策プランを今夏に策定する旨表明

６月　４日　厚生労働省　第１０回放課後児童対策に関する専門委員会
・中間取りまとめ（案）の検討